

土地収用法（以下「法」という。）第24条第1項の規定により京都府知事から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、その書類を2週間公衆の縦覧に供します。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、法第23条第1項の規定により京都府知事に土地収用法施行規則第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第25条第1項の規定により京都府知事に意見書を提出することができます。

平成25年1月18日

京都市西京区長 服部 順之

1 起業者の名称

京都市

2 事業の種類

府道小塩山大原野線改築工事並びにこれに伴う府道及び農業用水路付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

京都市西京区大枝西長町及び大原野北春日町地内

(2) 使用の部分

京都市西京区大枝西長町及び大原野北春日町地内

4 縦覧場所

京都市西京区大原野東境谷町二丁目1番地の2

京都市西京区役所洛西支所地域力推進室総務・防災担当

5 縦覧期間及び時間

公告の日から平成25年2月1日まで（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する休日及び12月29日から1月3日を除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

（西京区役所洛西支所地域力推進室総務・防災担当）